

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年2月10日
【四半期会計期間】	第36期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社ウィザス
【英訳名】	With us Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 生駒 富男
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル
【電話番号】	06(6264)4202（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役運営支援本部長 井尻 芳晃
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル
【電話番号】	06(6264)4202（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役運営支援本部長 井尻 芳晃
【縦覧に供する場所】	株式会社ウィザス 東京本部 （東京都港区芝公園二丁目4番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第35期 第3四半期 連結累計期間	第36期 第3四半期 連結累計期間	第35期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高 (千円)	10,682,356	11,198,586	14,947,367
経常利益 (千円)	590,398	311,416	1,194,813
四半期純損失()又は当期純利益 (千円)	99,631	27,828	238,834
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	12,952	6,582	346,094
純資産額 (千円)	3,954,211	4,215,002	4,387,051
総資産額 (千円)	13,208,250	13,900,891	15,245,968
1株当たり四半期純損失金額() 又は1株当たり当期純利益金額 (円)	9.91	2.77	23.75
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	29.68	29.52	28.03

回次	第35期 第3四半期 連結会計期間	第36期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	29.86	20.97

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 第35期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災及びその後の原子力発電所の諸問題、欧州経済不安並びに円高の長期化もあり、今後の景気に関しても不透明感を増しております。個人消費におきましても、景気の不安定さと相まって、将来的な増税や消費者の生活防衛意識による節約志向・低価格志向は根強く、本格的な景気回復に向けて依然として厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループにおきましては「社会で活躍できる人づくりを実現できる最高の教育機関を目指す」というコーポレートビジョンのもと、今こそ将来に向けて教育の果たすべき役割を再認識し、成績向上への全力指導ならびに生徒自身が自らを意欲喚起できる独自の教育プログラムEMS(the Educational Method of Self-motivation)の展開を通じて更なる差別化を推進してまいりました。

また、資格取得を中心とした社会人教育分野の拡大、速読を中心としたキャリアサポート分野の成長等、教育をコア事業としながら、既存事業とのシナジー拡張及び新分野進出に努めてまいりました。

以上の結果として、当第3四半期連結累計期間における連結業績につきましては、売上高は111億98百万円(前年同期比4.8%増)と概ね計画通り推移しましたものの、利益につきましては、学習塾事業での新規校・移転校の増加等による人件費・減価償却費・消耗品費等の経費が増加したこと、前期末より新たに当社連結グループに加わりました企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業を営む連結子会社での新規商品開発、販売チャネル拡充のための要員増等を主要因とした先行投資費用が発生したため、営業利益は3億13百万円(同49.2%減)、経常利益は3億11百万円(同47.3%減)となりました。なお、四半期純損失は前期に計上しました資産除去債務に係る特別損失の影響がなくなったものの、平成23年12月2日に公布された法人税率の引き下げにともなう繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率の変更による影響もあり、27百万円(前年同期は四半期純損失99百万円)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(学習塾事業)

昨今の経済情勢を踏まえ、当社主力分野である公立志向が更に高まる中、民間教育機関では類まれな独自の意欲喚起教育EMS(the Educational Method of Self-motivation)の展開と成績向上に柱をおいた指導、先進的本物教育としての小学生オンライン英会話レッスンの導入、更には新規5校・移転6校(内、独立校舎3校)の設備増強等の結果、当第3四半期末生徒数は過去最高の22,411名(前年同期比2.7%増)となり、売上高は63億45百万円(前年同期比3.3%増)となりました。

*EMSはモチベーションのアップにより学力の向上と人間力の成長を図る教育手法です。EMSのうち、特に「意欲喚起特別講座“みらい”」が経済産業省の「2011年度第2回キャリア教育アワード」で優秀賞に選ばれました。

(高認・サポート校・通信制高校事業)

高卒認定コースにつきましては、高卒認定試験制度の啓蒙・普及活動とインターネット利用ニーズの高まりに対応した在宅型WEB講座の展開、個別対応型WEB授業(ウイングネット)の全校導入を進めてまいりました。また、通信制高校ならびにサポート校につきましてはサービス内容の充実を図りつつ、社会人等の幅広い年齢層を対象にした介護福祉士・保育士等の資格講座の拡張を図るため、ウィザス専門学院を全国各拠点で展開してまいりました。

これらの結果、当第3四半期末生徒数は高卒認定コースが減少しているものの、通信制高校ならびに社会人向け新コース(ウィザス専門学院)が伸張り、8,567名(前年同期比0.02%増)となりましたが、売上高は平均単価が下落した関係から36億77百万円(前年同期比3.7%減)となりました。

(その他)

その他におきましては主に、広告事業、キャリアサポート事業及び企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業に係る業績を計上しており、当第3四半期連結累計期間における売上高は11億75百万円(前年同期比63.1%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて23.1%減少し、41億1百万円となりました。これは、現金及び預金が11億68百万円、授業料等未収入金が53百万円それぞれ減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて0.9%減少し、97億60百万円となりました。これは、建物及び構築物が1億35百万円増加し、有形固定資産のその他が99百万円、のれんが71百万円それぞれ減少したことなどによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて8.8%減少し、139億円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて17.7%減少し、62億25百万円となりました。これは、短期借入金が4億円増加し、前受金が14億65百万円、未払法人税等が3億87百万円それぞれ減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて5.0%増加し、34億60百万円となりました。これは、退職給付引当金が88百万円、社債が61百万円それぞれ増加したことなどによります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて10.8%減少し、96億85百万円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて3.9%減少し、42億15百万円となりました。これは、利益剰余金が1億83百万円減少したことなどによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

1 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社企業価値の源泉である当社の教育理念及び経営理念、多くのステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保、向上させ得る者が望ましいと考えております。

もとより、当社取締役会は、当社が上場企業である以上、当社株式等の売買は、当社株主の皆様の判断においてなされるのが原則であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合においても、その諾否は、最終的には株主の皆様の自由なご意思により判断されるべきものであると考えており、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式等に対してこのような大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

2 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

当社は、「顧客への貢献」、「社員への貢献」、「社会への貢献」という経営理念の下、「 ” 社会で活躍できる人づくり ” を実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンの具現化のステップとして、平成23年3月期から平成25年3月期までの中期経営計画を策定しております。具体的には、幼児から高校生までを対象とする教科学習指導・進学受験指導及び能力開発指導を行う「学習塾事業」、国の検定である高等学校卒業程度認定試験の受験指導・進路指導や、広域通信制単位制高等学校の運営及び在学生の教科指導や進路指導を行う「高認・サポート校・通信制高校事業」を主たる事業として営むとともに、e-ラーニング、スクールシティ及び速読を中心としたキャリア教育を推進する「キャリアサポート事業」を通じて、より一層の経営基盤の強化を図り、株主・顧客・社員にその成果を高いレベルで還元できる企業作りを目指しております。また、事業分野ごとに、教育理念、経営理念に基づき、社会で活躍できる人づくりを目的として、達成目標と具体的施策を定めております。当社はこれらの施策を実現させることによって、社会的貢献を果たすとともに、当社の企業価値の向上に努めております。

一方、コーポレートガバナンス充実策の一貫として、平成16年4月より執行役員制度を導入し取締役と連携して、企業価値向上を目指し、業績確保・業務改革・顧客満足度やIRの視点等にスポットを当て検討し、業務執行に反映させております。

加えて、平成18年5月に内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス基本規程・経営リスク管理規程・社内通報保護規程の制定を行った上で、当社グループのコンプライアンスの推進に取り組んでおります。

3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、前述の株式会社の支配に関する基本方針に照らし、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本対応策」といいます)を導入を決議しております。本対応策は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。)が行われる場合に、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、または株主意思確認総会を開催する場合にあっては当該株主意思確認総会終了後に大規模買付行為を開始する、という一定の合理的なルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)の遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を対抗措置をもって抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株式等について大規模買付行為が行われる場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言及び意向表明書を、日本語にて提出を求めます。なお、誓約文言については、当社取締役会と独立委員会(本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するために設置される会議体であり、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者により構成され、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、対抗措置の発動の当否等について、当社取締役会の諮問に対して勧告を行います。)が妥当と認める文言とします。当社取締役会は意向表明書受領後、10営業日以内に株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報(以下「大規模買付情報」といいます。)のリストを大規模買付者に対して交付いたします。大規模買付情報のリストの交付後、大規模買付者には、当社取締役会に対して適宜当社取締役会が要求した追加の大規模買付情報を提供していただき、原則として当社取締役会から大規模買付者に対して大規模買付情報のリストが交付されてから60日以内に大規模買付情報の提供を完了していただくこととします(以下「大規模買付情報提供期間」といいます。)。もっとも、大規模買付情報の具体的な内容は、大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容及び規模並びに大規模買付情報の具体的な提供状況を考慮して、大規模買付情報提供期間を延長することができるものとします(ただし、延長の期間は原則として上限を30日間とします。)。当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が大規模買付情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大規模買付行為に関連する事項について諮問し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けながら、独立委員会からの勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、当社取締役会の決定による対抗措置を講じるか否か、または、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合(取締役会決議による対抗措置を講じないとの判断に至った場合でも、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合を含みます。)、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、必要な範囲内で取締役会評価期間を延長することができるものとします(ただし、延長の期間は原則として上限を30日間とします。)。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

当社取締役会は、本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、対抗措置を発動するか否か、対抗措置を発動することにつき株主意思確認総会を開催するか否か等の本対応策に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問するものとします。

独立委員会は当社取締役会より諮問された事項その他につき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告等を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動、株主意思確認総会の開催を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告、または株主意思確認総会の決議内容に従い、対抗措置の発動・不発動等の決議を行います。

当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、大規模買付者を含む特定株主グループ等に属する者は行使が認められないという行使条件や、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、対価として当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。また、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。当社取締役会は、このような決議を行った場合は、速やかに開示いたします。

本対応策は平成23年6月24日開催の定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同をいただきましたので、本対応策の有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされており、以降、本対応策の継続については当社の定時株主総会の承認を経ることとします。また、当社取締役会は、法令・金融商品取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向を踏まえ、独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本対応策を変更することがあります。

4 各取組みに対する当社取締役の判断及びその判断に係る理由

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則にしつつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は、上記のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないよう設定されており、当社取締役会による恣意的な運用を防止するための仕組みが確保されており、

また、当社取締役会は単独で本対応策の更新を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家の助言を得るとともに、独立委員会の勧告等を得て、これを最大限尊重することとしております。

加えて、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認することになります。

このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれています。

以上から、本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことが明らかであると考えております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	44,760,000
計	44,760,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,440,000	10,440,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	10,440,000	10,440,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	10,440,000	-	1,299,375	-	1,517,213

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 377,600	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,061,700	100,617	同上
単元未満株式	普通株式 700	-	-
発行済株式総数	10,440,000	-	-
総株主の議決権	-	100,617	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が22,800株及び自己株式のうち実質的に所有していない株式1,000株が含まれております。また、「議決権の数(個)」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数228個及び自己株式のうち実質的に所有していない株式に係る議決権の数10個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ウィザス	大阪市中央区備後町3-6-2 KFセンタービル	377,600	-	377,600	3.62
計	-	377,600	-	377,600	3.62

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権の数10個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,089,556	2,920,965
受取手形及び売掛金	188,029	193,884
授業料等未収入金	503,645	449,791
教材	63,201	47,880
商品及び製品	30,813	32,362
原材料及び貯蔵品	36,981	38,565
その他	443,306	438,364
貸倒引当金	20,531	20,014
流動資産合計	5,335,003	4,101,799
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,305,715	3,441,153
その他(純額)	1,494,071	1,394,341
有形固定資産合計	4,799,786	4,835,495
無形固定資産		
のれん	199,240	128,162
その他	593,271	553,329
無形固定資産合計	792,512	681,492
投資その他の資産		
投資有価証券	1,442,641	1,477,123
敷金及び保証金	1,443,354	1,401,743
その他	1,582,469	1,576,107
貸倒引当金	211,649	211,270
投資その他の資産合計	4,256,816	4,243,703
固定資産合計	9,849,115	9,760,691
繰延資産	61,849	38,400
資産合計	15,245,968	13,900,891
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	347,495	219,732
短期借入金	1,526,250	1,926,250
1年内返済予定の長期借入金	464,169	573,123
1年内償還予定の社債	250,800	277,000
未払法人税等	432,011	44,664
前受金	3,351,748	1,886,687
賞与引当金	216,381	71,962
その他	973,494	1,225,653
流動負債合計	7,562,350	6,225,073

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
固定負債		
社債	446,000	507,000
長期借入金	1,164,308	1,202,338
退職給付引当金	610,712	698,776
役員退職慰労引当金	352,553	366,405
資産除去債務	491,239	508,114
その他	231,754	178,181
固定負債合計	3,296,567	3,460,815
負債合計	10,858,917	9,685,888
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,299,375	1,299,375
資本剰余金	1,517,213	1,517,213
利益剰余金	2,215,923	2,032,127
自己株式	145,759	145,759
株主資本合計	4,886,752	4,702,957
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	119,145	132,313
土地再評価差額金	731,978	731,962
その他の包括利益累計額合計	612,833	599,648
新株予約権	49	49
少数株主持分	113,082	111,644
純資産合計	4,387,051	4,215,002
負債純資産合計	15,245,968	13,900,891

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	10,682,356	11,198,586
売上原価	8,221,908	8,755,970
売上総利益	2,460,448	2,442,615
販売費及び一般管理費	1,843,837	2,129,445
営業利益	616,611	313,170
営業外収益		
受取利息	5,901	5,400
受取配当金	10,320	13,054
持分法による投資利益	-	27,187
イベント協力金収入	8,824	7,451
その他	14,865	21,581
営業外収益合計	39,912	74,675
営業外費用		
支払利息	30,228	38,132
貸倒引当金繰入額	247	-
開業費償却	23,449	23,449
持分法による投資損失	6,842	-
その他	5,357	14,847
営業外費用合計	66,125	76,428
経常利益	590,398	311,416
特別利益		
貸倒引当金戻入額	58,022	-
負ののれん発生益	1,921	-
その他	9,695	-
特別利益合計	69,639	-
特別損失		
減損損失	36,157	18,773
固定資産売却損	3,256	-
固定資産除却損	32,829	24,162
投資有価証券評価損	40,492	32,392
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	271,118	-
その他	64,658	-
特別損失合計	448,513	75,329
税金等調整前四半期純利益	211,524	236,087
法人税、住民税及び事業税	202,299	244,489
法人税等調整額	102,064	11,364
法人税等合計	304,364	255,854
少数株主損益調整前四半期純損失()	92,839	19,766
少数株主利益	6,792	8,062
四半期純損失()	99,631	27,828

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	92,839	19,766
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	79,887	13,167
土地再評価差額金	-	16
その他の包括利益合計	79,887	13,184
四半期包括利益	12,952	6,582
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	19,744	14,644
少数株主に係る四半期包括利益	6,792	8,062

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

(法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の41.0%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は52,982千円減少し、法人税等調整額は52,982千円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
1 保証債務 金融機関との契約に基づく従業員貸付金制度の従業員借入額に対する債務保証額が4,530千円あります。	1 保証債務 金融機関との契約に基づく従業員貸付金制度の従業員借入額に対する債務保証額が3,562千円あります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	466,057千円	604,511千円
のれんの償却額	21,958千円	57,304千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月25日 取締役会	普通株式	80,499	8.0	平成22年3月31日	平成22年6月11日	利益剰余金
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	55,343	5.5	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月25日 取締役会	普通株式	100,623	10.0	平成23年3月31日	平成23年6月9日	利益剰余金
平成23年11月9日 取締役会	普通株式	55,343	5.5	平成23年9月30日	平成23年12月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	学習塾事業	高認・サ ポート校・ 通信制高校 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	6,141,426	3,820,123	9,961,549	720,806	10,682,356	-	10,682,356
セグメント間の内部 売上高又は振替高	446	-	446	731,234	731,680	731,680	-
計	6,141,872	3,820,123	9,961,996	1,452,041	11,414,037	731,680	10,682,356
セグメント利益又は損失 ()	1,166,396	349,258	1,515,655	12,260	1,503,394	886,783	616,611

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告事業、キャリアサポート事業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 886,783千円には、セグメント間取引消去 2,430千円、のれん償却額 18,696千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 865,656千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	学習塾事業	高認・サ ポート校・ 通信制高校 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	6,345,464	3,677,198	10,022,662	1,175,923	11,198,586	-	11,198,586
セグメント間の内部 売上高又は振替高	611	-	611	763,950	764,561	764,561	-
計	6,346,075	3,677,198	10,023,274	1,939,873	11,963,148	764,561	11,198,586
セグメント利益	1,041,391	203,287	1,244,679	647	1,245,326	932,156	313,170

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告事業、キャリアサポート事業及び企業内研修ポータルサイト・コンテンツ開発販売事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 932,156千円には、セグメント間取引消去3,754千円、のれん償却額 55,185千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 880,725千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	9円91銭	2円77銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	99,631	27,828
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	99,631	27,828
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,055	10,056

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年11月9日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額..... 55,343千円

(ロ) 1株当たりの金額..... 5円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日..... 平成23年12月5日

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月9日

株式会社ウィザス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小山 謙 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目 細 実 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウィザスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウィザス及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。